第四十七条の六	法第十四条の七の二第一項第三号ハ	法第十九条の四において準用する法第十四条の七の二第一項第三号ハ
第四十七条の七	法第十四条の七の二第三項	法第十九条の四において準用する法第十四条の七の二第三項
第四十七条の八	法第十四条の七の二第一項後段	法第十九条の四において準用する法第十四条の七の二第一項後段
第四十七条の十二	法第十四条の七の二第六項	法第十九条の四において準用する法第十四条の七の二第六項
第四十七条の十三第一項	法第十四条の七の二第六項	法第十九条の四において準用する法第十四条の七の二第六項
第四十七条の十三第二項	法第十四条	法第十九条の二
第四十八条第一項	（略）	（略）
	法第十四条第十二項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十二項
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第四十九条第一項	同条第十五項の規定による	同条第五項において準用する法第十四条第十五項の規定による
	（略）	（略）
	法第十四条第十二項	第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十二項
	（略）	（略）
	法第十四条の六第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項

	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
第四十八条第一項	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	法第十四条第十項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十項
	（略）	（略）
	（略）	（略）
第四十九条第一	同条第十三項の規定による	同条第五項において準用する法第十四条第十三項の規定による
	（略）	（略）
	法第十四条第十項	第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十項
	（略）	（略）
	法第十四条の六第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項